

2021年10月

インボイス制度導入によるフリーランスへの影響・不利益を 最小限とするための取組み要請

東京都中央区八重洲 2-8-7 福岡ビル 4F
一般社団法人プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会
代表理事 平田麻莉

今般のインボイス制度導入により影響を受けやすい個人事業主・フリーランスと取引を行う発注事業者及び仲介事業者が、取引上の適切な配慮を行うように政府から独占禁止法や下請法等の法令遵守要請を行うなど、制度導入以降も個人事業主・フリーランスが引き続き円滑に事業を行いやすい取組みを行ってください。

1. 概要

免税事業者であっても仕入時には消費税を負担していますが、インボイス制度が導入されると、発注事業者または仲介事業者が、適格請求書等を発行できない免税事業者に対し、消費税の転嫁拒否（不当な値下げや内税の強要など）や、一方的な契約解除、取引排除などを行う可能性があります。

また、相対的に弱い立場にある免税事業者が、取引排除を避けるために適格請求書発行事業者になることを選択する場合に、発注事業者や仲介事業者と、消費税相当額の転嫁（値上げ）のための協議の場を設けることが困難なケースも想定されます。

元来事業基盤が弱く、収入の減少が生活基盤の悪化に直結しやすい個人事業主・フリーランスに対する影響を最小限とするため、財務省や公正取引委員会、中小企業庁といった関係省庁の連名で、各業界団体に対して、発注事業者および仲介事業者としての必要な配慮等について要請するなど、個人事業主・フリーランスの事業環境の整備に関する取組みを行ってください。

2. 政府に行っていただきたい内容

・免税事業者であるという理由のみで、取引の相手方である個人事業主・フリーランスに対し、消費税の転嫁拒否（不当な値下げや内税の強要など）や一方的な契約解除、一方的な取引排除を行わず、下請振興法、独占禁止法及び下請代金法等の趣旨を踏まえた適正な対応を行うことを、発注事業者および仲介事業者に対して要請すること。

・免税事業者であるという理由で取引の相手方である個人事業主・フリーランスとの取引を、やむを得ず行わないとする際には、適格請求書発行事業者登録の十分な検討期間を与えるなど、その影響が最小限となるよう配慮するように、発注事業者および仲介事業者に対して要請すること。

・取引の相手方である個人事業主・フリーランスが、免税事業者から適格請求書発行事業者に変更し、消費税相当額の転嫁を含む報酬額やその他取引条件について協議を求めた場合には、十分に協議した上で、できる限り柔軟な対応を行うように、発注事業者および仲介事業者に対して要請すること。

・個人事業主・フリーランスの業務委託取引を仲介する仲介事業者は、発注事業者に対しインボイス制度について正しい理解を促し、必要に応じて取引条件について協議に応じ、個人事業主・フリーランスが一方的に不利益を被らないよう支援するように呼びかけを行うこと。

・適格請求書発行事業者になろうとする免税事業者である個人事業者・フリーランスに対して資金繰りや消費税の転嫁に関する経営相談や、消費税の申告相談などの機会を十分に提供することを含め、円滑に適格請求書発行事業者になれるような環境を整えること。

以上